

令和2年2月10日 招集  
北九州市西部農業委員会 第33回総会議事録

1 会議の日時

令和2年2月10日 14時30分から  
令和2年2月10日 15時37分まで

2 会議の場所

折尾出張所 2階会議室

3 会議の出席委員（21名）

◆農業委員（14名）

1番	倉成 保彦	3番	大庭 喜重	4番	久野 善隆	6番	木原 幹雄
8番	山田 泉	9番	田中 義一	11番	久保田 晴彦	12番	福田 甚裕
13番	梅崎 正和	14番	深町 秀	15番	松尾 喜平次	16番	松岡 勝信
18番	栗山 重隆	19番	吉武 淳一				

◆農地利用最適化推進委員（7名）

2番	浦邊 愛二	5番	平山 吉昭	10番	秋山 誠	17番	安田 和彦
20番	松浦 正伸	21番	宮野 誠司	22番	本田 春夫		

4 会議の欠席委員（1名）

◆農地利用最適化推進委員（1名）

7番 小田 建治

5 会議の出席職員

事務局長 橋本 浩司 次 長 石丸 校寛 農地担当係長 吉田 修  
主 査 手島 幸陽 主 任 松本 敦

6 会議の議案

(1) 農地法関係

議案第90号 北九州市農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について  
議案第91号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第92号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第93号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について  
議案第94号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（農地中間管理事業）  
議案第95号 農地中間管理事業の推薦に関する法律第19条第3項による意見について  
報告第124号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について  
報告第125号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報告第126号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について  
報告第127号 農地改良届について  
報告第128号 許可又は受理の取消願について

(2) 一般議案関係

(3) その他

7 議事 会長（久野 善隆）が議長となり開会を宣言 14時30分

<p>事務局長</p>	<p>第33回総会を始めさせていただきます。以降の会議の進行につきましては、会長よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>皆さん、こんにちは。先日の福岡県農業委員会研修大会への出席、大変お疲れ様でございました。ここ2～3日寒かったのですが、ずっと年末から年明けにかけて暖冬という事で、今週末も17℃くらいまで気温が上がるという予報が出ています。特に若松の野菜関係は大変だろうと思います。また麦の方もずっと天気が悪く、何も作業が出来ない状態でしたが、ここ何日かは作業が出来ているようです。先月も少しお話ししましたが、人・農地プランの関係も、今順調に地域で検討していただいているところです。これも皆様方に報告できるようになりましたら、ご報告したいと思っております。</p> <p>北九州市の農業委員会は、現在は東西にありますが、統合という事で調整を進めているところです。農業委員・農地利用最適化推進委員の募集も締め切って、今選考しているところです。今度17日と18日に農業委員と農地利用最適化推進委員候補者の面接の予定となっております。</p>
<p>議長</p>	<p>それではただ今より、第33回総会を始めさせていただきます。進行につきましては着席をもって進めさせていただきます。</p> <p>まず、出席委員の確認をします。本日の出席委員は21名です。欠席委員は、7番の小田委員の1名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。次に総会議事録の署名委員を指名します。今回の署名委員は、1番の倉成副会長と18番の栗山委員に願ひします。</p>

議 長	<p>初めに、1頁から5頁の議案第90号北九州市農業振興地域整備計画の変更に関して、市長が当委員会に意見を求めているものです。この議案につきましては、田中委員が当事者になっておりますので、議事の審議の間、田中委員の退出をお願いします。</p>
	<p>(9番田中委員、退席)</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
	<p>(事務局、議案書で説明)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。この件について、先の第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見の報告を調査長より報告をお願いします。</p>
調査長	<p>それでは着席にて報告いたします。議案第90号について、ご報告いたします。</p> <p>2月3日に事務局と農業委員で現地調査を行いました。対象地は、若松区大字有毛3040番の田770㎡で、その一部を利用して「農業用倉庫」を新設するものであるため、農用地区域の用途変更については、審議しました結果、異議無く承認相当であるという結論でございました。以上、ご報告いたします。</p>

議 長	はい。ありがとうございました。それでは、皆様方のご審議をお願いします。
議 長	別に農業倉庫の建設という事で除外という事ですので、問題ないと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議 長	それでは異議が無いようですので、議案第90号については、原案どおり了承することにします。
議 長	それでは、田中委員の入室をお願いします。
	(9番田中委員入室)
議 長	次に、6頁から7頁の議案第91号農地法第3条の規定による許可申請について、本議案は委員会許可事案7件です。議案第91号-1から議案第91-7号までについて、事務局の説明をお願いします。
	(事務局、議案書で説明)

議 長	事務局の説明が終わりました。この件について、先の第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を調査長より報告をお願いいたします。
調査長	<p>議案第91号の3条許可について、ご報告いたします。議案第91号-1～4については、調査書ではご覧の通り要件を満たしております。申請地は、隣地の耕作者が購入し、これまで通り譲受人が季節野菜等の栽培を行う計画であり、特に問題なく、売買については、許可相当であるという結論でございました。</p> <p>続いて議案第91号-5から7について、ご報告いたします。調査書では、ご覧の通り要件を満たしております。申請地は、隣地の耕作者が贈与を受け、これまで通り譲受人が季節野菜の栽培を行う予定であり、特に問題なく、贈与については許可相当であるという結論でございました。以上、ご報告いたします。</p>
議 長	はい。ありがとうございました。それでは、皆様方のご審議をお願いします。
議 長	よろしいでしょうか、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議が無いようですので、議案第91号については、原案通り了承することとします。

議 長	次に 8 頁の議案第 9 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、本議案は県知事許可事案でございます。では、議案第 9 2 号について、事務局の説明をお願いします。
	(事務局、議案書で説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。この件について、先の第 1 調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を調査長より報告をお願いいたします。
調査長	<p>議案第 9 2 号の 5 条許可について、ご報告いたします。</p> <p>申請地は、2 名の所有者が平成 6 年頃より、隣接地の「児童養護施設 暁の鐘学園」の運動場として利用させてきたものです。令和 2 年 1 月 1 0 日付で、農用地区域から除外され、地元の水利権者の承諾を得ていることから、申請地を運動場の敷地拡張として転用することについては、審議しました結果、異議無く承認相当であるという結論でございました。以上、報告いたします。</p>
議 長	はい。ありがとうございました。それでは、皆様方のご審議をお願いします。
議 長	別に現在使っている運動場の拡張という事で問題ないと思いますが、よろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	異議が無いようですので、議案第92号については、原案通り了承することとします。
議長	次に10頁の議案第93号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてです。本議案は農用地利用集積計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。それでは事務局からの説明をお願いします。
	(事務局、議案書で説明)
議長	この件につきましても、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を報告願います。
調査長	議案第93号について、ご報告します。  農用地利用集積計画について、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議無く承認相当であるという結論でございました。以上、ご報告いたします。
議長	ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。



議 長	農地集積の件ですけど、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議が無いようですので、議案第93号については、原案どおり決定することにします。
議 長	次に12頁の議案第94号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)、本議案は農用地利用集積計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。それでは事務局の説明をお願いします。
	(事務局、議案書で説明)
議 長	この件について、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を報告願います。
調査長	<p>議案第94号について、ご報告いたします。</p> <p>農用地利用集積計画について、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議無く承認相当であるという結論でございました。以上、ご報告いたし</p>

	ます。
議 長	ありがとうございました。それでは、皆様方のご審議をお願いします。
議 長	ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議が無いようですので、議案第94号につきましては、原案どおり決定することにします。
議 長	次に、14頁の議案第95号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について、本議案は農用地利用配分計画(案)作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。それでは事務局の説明をお願いします。
	(事務局、議案書で説明)
議 長	この件について、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を報告願います。

調査長	<p>議案第95号について、ご報告します。</p> <p>農用地中間管理事業の農用地利用配分計画について、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議無く承認相当であるという結論でございました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それではご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議が無いようですので、議案第95号については、原案どおり決定することにします。</p>
議長	<p>ご審議ありがとうございました。これで議案審議は終わりです。引き続き、報告事項に入ります。</p>
議長	<p>まず、15頁の報告第124号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、事務局の説明をお願いします。</p>

	(事務局、議案書で説明)
議長	次に、16頁から18頁の報告第125号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局の説明をお願いします。
	(事務局、議案書で説明)
議長	次に、19頁から20頁までの報告第126号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、事務局からの説明をお願いします。
	(事務局、議案書で説明)
議長	次に、21頁の報告第127号農地改良届出について、事務局からの説明をお願いします。
	(事務局、議案書で説明)
議長	次に、22頁の報告第128号許可又は受理の取消願について、事務局からの説明をお願いします。

	(事務局、議案書で説明)
議長	はい、以上報告事項について、事務局からの説明が終わりました。この報告事項について、何か意見がありましたらお受けしたいと思います。
議長	報告事項については、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	ご審議ありがとうございました。これで農地法関係の議案審議と報告事項の説明を終わります。
議長	それでは、一般議案等に入ります。今回の一般議案はありませんので、その他の連絡事項に入ります。
議長	それではまず、「令和元年度下期農地パトロール調査について」、事務局からの説明をお願いいたします。
農地担当係長	(配布資料を元に説明)

議 長	事務局の説明が終わりました。この件につきまして、何かご質問がございましたらお受けいたします。
議 長	農地パトロールの件は、よろしいでしょうか。
	(質問・意見なし)
議 長	それでは続いて、「第12回北九州市西部地域農業振興大会の開催について」事務局からの説明をお願いします。
次 長	(配布資料を元に説明)
議 長	他に事務局から連絡事項はありますか。
次 長	新聞の記事のご紹介をさせていただければと思います。資料の中に全国農業新聞の記事の切り抜きがございます。「プラン実質化にまい進」という資料がございます。これは2月7日付の全国農業新聞の記事でございます。久野会長、倉成副会長の地元の唐熊地区で1月24日に「人・農地プラン」の関係の打合せがございました。その打合せの内容を記事にして、西部農業委員会の活動という形で発表しております。画質が粗くて分かりにくいのですが、画像真ん中の黒板の前に座っているのが久野会長、向かって左が倉成副会長です。夜遅くまで唐熊公民館の方で担い手

	<p>を中心とする地元の方々に今後の活動方針について協議したという内容の記事でございます。私の方からは以上です。</p>
議 長	<p>先日から皆さんに説明していますが、どこかモデル地区を1つ作って検討して、皆さんにお願いする際の参考事例になるだろうということで、立ち上げたものです。事務局とは事前に何回か打合せをしたのですが、この日が地区で協議する第1回でした。私の地区が23.5町くらいの規模で、20軒くらい土地持ちの農家が居ます。ただ実際に耕作しているのが7～8軒くらいです。その中で後継者がはっきりと決まっているところは親子で出席してもらいました。親子出席者が3世帯でした。夫婦で出席してくれたのも1世帯ありました。アンケートも事前に配布して、回収して、事務局の方に渡しております。それを参考にして取りまとめたものを、今度地権者と担い手に集まっていたいただいて、地権者に対して今後の意向を聞いて、要は農地を集積して、皆さんが納得して協力してもらえそうな形を取っていききたいというのが1番の目標です。</p> <p>それと1つは、先々農地を手放さずに持っておいて、子供さんの代でもお孫さんの代でも、耕作が出来るような見本を示しながら、やっていくということで、個人的には鞍手の方で身内がイチゴとメロン、田んぼが3町5反程度の経営をしています。イチゴとメロンで6百万くらい、田んぼ水稲と併せて1千万程度の収入があるようです。夫婦2人と娘の家族で、娘は大学を卒業して、親子3人家族で経営しているようです。忙しい時には、多少応援をしてもらっているようです。そのような具体的な見本を示しながら、先々の就農の育成もやっていきたいと思っております。次の会合ではそのような提案も考えております。最終的に全部出来上がりましたら、資料とアンケート調査結果といったものを皆さんにお示しして、各地区の人・</p>

	農地プランに活かしていただければと思っております。
議長	他に事務局から連絡事項はありますか。
事務局長	ございません。
議長	それでは、これで第33回総会を終了いたします。お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。